

相談支援事業者(特定・障害児)の指定申請手続きについて

町田市が指定を行う相談支援事業は、次の2つになります。

特定相談支援 (障害者総合支援法)	障害児相談支援 (児童福祉法)
障がいのある方からの相談に応じ、必要な支援を提供する基本相談支援のほか、障がいのある方が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の計画相談支援を行います。	障がいのあるお子さんが障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

指定を希望する事業者は、事業に応じて厚生労働省令の「指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」または「指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を満たしていることが必要となります。

<指定基準の概要>

1 法定要件	
(1)障害者総合支援法第51条20に規定する「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」であること	「総合的に相談支援を行う者」として、 ①原則三障がいについて対応すること。主たる対象者を特定する場合は、他事業所との連携により、主たる対象者以外についても対応可能なこと。 但し、下記2により指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の指定を併せて受ける場合で、障がいのあるお子さんのみを対象とする場合は、主たる対象者を「障がい児」として差し支えありません。 ②医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。 ③計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること。
(2)指定にあたっての欠格事項に該当しないこと	障害者総合支援法第36条第3項(第4号、第10号及び第13号を除く)(障害児相談支援事業の場合は、児童福祉法第21条の5の15第2項(第4号、第11号及び第14号を除く))の規定に該当しないこと。
2 留意事項	
指定障害児相談支援事業者の指定を受ける場合は、障がいのあるお子さんに対する支援を一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業者の指定も併せて受けてください。	
3 人員基準	
(1)管理者	事業所ごとに、専従の管理者を配置してください。但し、事業の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所・施設等の職務に従事することができます。

(2)従事者	<p>事業所ごとに、専従の相談支援専門員を1名以上配置してください。但し、事業に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事、又は他の事業所・施設等の職務に従事することができます(相談支援専門員が、支援する方が利用するサービス提供事業所の職員を兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくありません)。</p> <p>なお、専従とは、原則として、サービス提供時間帯(当該従業員の勤務時間)を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいいます。常勤・非常勤は問いません。</p>
4 設備基準	
<p>事業を行うためには、必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えている必要があります。具体的には以下の点に留意してください。</p>	
(1)事務室	<p>事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。</p>
(2)受付等のスペースの確保	<p>利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保し、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造にしてください。</p>
(3)設備及び備品	<p>相談支援に必要な設備・備品を確保する必要がありますが、他の事業所・施設と同一敷地内にある場合であって運営に支障が無い場合は、当該他の事業所・施設の設備・備品を使用することができます。</p> <p>また、設備・備品は事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません</p>
5 相談支援専門員	
(1)基本的要件	<p>相談支援専門員は、障がいの特性や当事者の生活実態に関する知識と経験が必要であることから、「相談支援従事者研修の受講」と「実務経験」が要件となります</p>
(2)相談支援従事者研修の受講	<p>都道府県の実施する相談支援従事者研修(初任者研修・5日程度)の全日程を受講、修了していることが必要です。なお、現任研修を5年に1回以上受講する必要があります。</p>
(3)実務経験	<p>従事経験業務に依りて、3年、5年、10年以上の要件があります。詳しくは、平成24年厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を参照してください。</p>

＜指定申請書の提出について＞

市による事業者の指定は各月の 1 日付で行います。申請の際は、指定開始を希望する月の前々月の末日までに、町田市指定の書式により、下記提出先に申請書をご提出ください(一つの事業者が、特定相談支援事業と障害児相談支援事業を同時に申請する場合は、書類は一組で構いません)。

申請の受付に際し、書類の不備等がないかどうかの審査を行いますので、事前にご連絡の上で、下記提出先まで申請書をご持参ください。

なお、特定相談支援事業・障害児相談支援事業を開始しようとする法人は、定款及び登記簿謄本(登記事項全部証明)に、該当事業についての記載(例えば、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、など)をする必要があります。

また、事業の実施にあたっては、市への指定申請のほか、東京都へ事業開始の届出をすることが必要となります。事業開始届関係の必要書類につきましては、東京都ホームページ内「東京都障害者サービス情報」をご参照ください。

＜指定申請書提出先＞

町田市障がい福祉課 支援係 (町田市役所本庁舎 1 階 113 番窓口)
TEL 042-724-3089 FAX 050-3101-1653